

平成27年度 第1回少年自然の家運営委員会

日 時 平成27年8月27日(木)
午前10時00分から
場 所 水戸市山根市民センター 集会室

次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協 議
 - (1) 平成26年度利用状況について
 - (2) 平成26年度主催事業について
 - (3) 平成27年度運営方針について
 - (4) 平成27年度主催事業について
 - (5) 少年自然の家大規模改造工事について
4. その他
5. 閉 会

3 協 議

(1) 平成 26 年度利用状況について

ア 滞在日数別利用状況について

(下段：平成 25 年度)

実利用者 人数	滞在日数別利用者数				稼動 日数	延利用者数
	1日	1泊2日	2泊3日	3泊4日		
9,344人 (8,348)	3,842人 (3,074)	4,669人 (4,525)	762人 (712)	71人 (37)	168日 (156)	15,750人 (14,408)

イ 対象別利用状況について

(下段：平成 25 年度)

対 象	幼稚園	小学校	中学校	少年団体	その他	合 計
団体数	23件 (20)	12件 (15)	24件 (16)	68件 (52)	33件 (43)	160件 (146)
人 数	778人 (655)	1,290人 (1,276)	1,905人 (1,240)	3,474人 (3,179)	1,897人 (1,998)	9,344人 (8,348)

ウ 月別利用者数について

(下段：平成 25 年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
団体数	8件 (8)	14件 (13)	14件 (12)	11件 (9)	20件 (16)	23件 (20)
人数	376人 (625)	913人 (1,032)	973人 (713)	745人 (700)	803人 (943)	996人 (683)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
団体数	19件 (16)	14件 (13)	10件 (10)	5件 (5)	10件 (12)	12件 (12)
人数	1,241人 (1,105)	1,256人 (764)	487人 (413)	234人 (134)	276人 (431)	1,044人 (805)

※ 合計 160件 9,344人 (146件 8,348人)

エ 過去 6 年間の年度別利用状況について

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
団体数	72団体	73団体	132団体	148団体	146団体	160団体
実人数	4,433人	4,452人	6,005人	7,960人	8,348人	9,344人
延人数	8,003人	7,409人	9,845人	14,481人	14,408人	15,750人

(2) 平成 26 年度主催事業について

行事名	期日	参加人員	事業の概要
四季の体験学習 ①田植え	5月17日(土) ～5月18日(日)	男 27名 女 35名 計 62名	緑豊かな少年自然の家で、四季を通して自然に親しみながら米作りを体験する。
親子で自然を楽しもう	6月7日(土)	男 25名 女 23名 計 18組 48名	親子で自然の家の山野を散策し、樹木の散策やうどん作りをとおして、親子のふれあいを深める。
四季の体験学習 ②草取り	6月28日(土) ～6月29日(日)	男 27名 女 34名 計 61名	
サマーキャンプ 2泊3日	7月25日(金) ～7月27日(日)	男 52名 女 50名 計 102名	キャンプ生活や野外活動をとおして、心身を鍛練するとともに、多くの友達と友情の輪を広げる。
サマーキャンプ 1泊2日	8月16日(土) ～8月17日(日)	男 57名 女 43名 計 100名	キャンプ生活や野外活動をとおして、心身を鍛練するとともに、多くの友達と友情の輪を広げる。
教員のための宿 泊学習事前研修	8月21日(木)	男 7名 女 0名 計 7名	子どもたちが、怪我をしない薪割り指導の仕方などを実際に行いながら学ぶ。
四季の体験学習 ③稲刈り	9月27日(土) ～9月28日(日)	男 24名 女 34名 計 58名	
親子で皆既月食 を見よう	10月8日(水)	男 64名 女 72名 計 47組 136名	親子で皆既月食を見ながら、ふれあいを深めるとともに、未知の世界への知識を深める。
親子で森林浴 ～身近な秋を 楽しもう～	10月26日(日)	男 27名 女 33名 計 19組 60名	自然観察や芋煮会をとおして、親子で秋の自然や味覚を満喫しながら心のふれあいを深める。
四季の体験学習 ④収穫祭	11月8日(土) ～11月9日(日)	男 26名 女 34名 計 60名	
冬を楽しむ親子 のつどい	12月6日(土)	男 20名 女 31名 計 17組 51名	親子でのそば打ちや、オリジナルのクリスマスリース作りを通して親子のふれあいを深める。
親子でミニ門松 を作ろう	12月20日(土)	男 23名 女 27名 計 20組 50名	親子で餅つきをし、鏡もちやミニ門松を作りを行い、親子のふれあいを深める。
正月遊び	1月10日(土) ～1月11日(日)	男 28名 女 22名 計 50名	どんど焼き、菰玉飾り、羽根つきなど、現在忘れられようとしている正月遊びを体験する。
親子で陶器を 作ろう	1月31日(土)	男 36名 女 47名 計 29組 83名	親子で陶芸にチャレンジしながら心のふれあいを深め、笠間焼きの歴史や特徴を学ぶ。
親子でチャレン ジみそ作りと星 座の観察	2月14日(土) ～2月15日(日)	男 22名 女 36名 計 21組 58名	親子でみそ作りや星座の観察を行い、心のふれあいを深める。
星座のつどい	3月7日(土) ～3月8日(日)	男 39名 女 34名 計 73名	夜空を見上げ星座を観察し、未知の世界への知識を深めるとともに、自然の家周辺の自然に親しみながら、友情の輪を広げる。

(3) 平成 27 年度運営方針等について

ア 運営方針

近年、自然に親しむ機会が減少しつつある子どもたちに、里山の自然の中で集団宿泊学習や野外活動を体験するなどして、情操や社会性を豊かにするとともに、生命や自然を尊重し、環境を大切にする心を育てる。

また、集団生活により、社会生活に必要な規律・友愛・協同・奉仕の精神を育て、未来を担う心豊かな青少年の育成に努める。

イ 事業について

耐震補強及び大規模改造工事に伴い、宿泊事業について、6月末までで終了とした。また、主催事業については、山根市民センター等を借用しながら年間実施する。

○ 運営体制の充実

- ・ 利用者の安全と衛生管理に努める。
- ・ インターネットを活用した情報発信に努める。

○ 施設、設備の充実

- ・ 施設周辺の自然環境の保全と維持整備に努める。
- ・ 耐震補強及び大規模改修事業の整備に努める。

○ 主催事業の充実

- ・ 四季を通じた体験学習の充実に努める。
- ・ 異年齢の子どもの交流や、家族で参加できる行事の開催に努める。

(4) 平成 27 年度主催事業について

行事名	期日	対象者・ 募集人員等	事業の概要
四季の体験学習 ①田植え	5月16日(土) ～5月17日(日)	市内の小学4年生～6年生 80名	緑豊かな少年自然の家で、 四季を通して自然に親しみな がら米作りを体験する。
親子で森林浴 ～新緑を楽しもう～	5月31日(日)	市内の小中学生とその家族 20組60名	親子で自然の家の山野を散 策し、親子のふれあいを深め る。
四季の体験学習 ②草取り	6月20日(土) ～6月21日(日)		
親子で陶器作り (第1回)	9月6日(日)	市内の小中学生とその家族 12組30名	親子で心のふれあいを深 め、笠間焼きの歴史や特徴を 学ぶ。
四季の体験学習 ③稲刈り	9月27日(日)		
親子でハイキン グとリンゴ狩り	10月25日(日)	市内の小中学生とその家族 12組30名	親子で秋の味覚を満喫しな がら心のふれあいを深める。
四季の体験学習 ④収穫祭	11月1日(日)		
四季の体験学習 ④収穫祭	11月8日(日)		
冬を楽しむ親子 のつどい	12月6日(日)	市内の小中学生とその家族 12組30名	親子でクリスマスリース作 りを通して、ふれ合いを深め る。
親子でミニ門松 を作ろう	12月20日(日)	市内の小中学生とその家族 12組30名	親子でミニ門松を作りを行 い、親子のふれあいを深める。
正月遊び	1月10日(日)	市内の小学4年生～6年生 40名	羽根つきなど、現在忘れら れようとしている正月遊びを 体験する。
親子で陶器作り (第2回)	1月31日(日)	市内の小中学生とその家族 12組30名	親子で心のふれあいを深 め、笠間焼きの歴史や特徴を 学ぶ。
親子でみそ作り (第1回)	2月7日(日)	市内の小中学生とその家族 12組30名	親子でみそ作りを行い、心 のふれあいを深める。
親子でみそ作り (第2回)	2月21日(日)	市内の小中学生とその家族 12組30名	親子でみそ作りを行い、心 のふれあいを深める。

(5) 少年自然の家大規模改造工事について

ア 整備後の施設概要について

棟	構造・階	延床面積(m ²)	施設の内容
食堂棟	鉄筋コンクリート造 2階建	1,071.94	食堂定員 250 名 1階 大浴室(2室), トイレ, 機械室 2階 食堂, 厨房, 休憩室, トイレ, 倉庫
宿泊棟	鉄筋コンクリート造 3階建	1,078.61	宿泊定員 220 名 1階 和室(6畳4室), トイレ, リネン室, 洗面所, 工作室, ランドリー室, 身体 障害者用宿泊室(8畳2室) 2階 和室(8畳1室), 洋室(8人13室), リ ネン室, トイレ, 洗面所 3階 大研修室, 小研修室, 倉庫, トイレ
管理棟	鉄筋コンクリート造 2階建	1,088.76	1階 事務室, 医務室(2室), 宿直室, 和 室(8畳2室), 倉庫, エントランスホ ール, 身体障害者用トイレ・浴室 2階 和室(40畳2室・10畳7室), リネン 室, トイレ, 洗面所

※ 全部屋にエアコンを設置
トイレ等の改修(洋式化, ドライ化)

イ 事業費等について

- 全体事業費(平成27年度予算財政課内示から)
 - 事業費 971,600千円
 - 特定財源 682,505千円
 - ※ 国庫支出金: 5,405千円 社会資本整備総合交付金(耐震補強設計分の11.5%)
 - ※ 地方債: 677,100千円
 - 一般財源 289,095千円

上記の全体事業費の内,平成27年度分(全体額の30%)

- 事業費 276,600千円
- 特定財源 204,721千円
- ※ 国庫支出金: 1,621千円 社会資本整備総合交付金(耐震補強設計分の11.5%)
- ※ 地方債: 203,100千円
- 一般財源 71,879千円

ウ スケジュールについて

平成27年度	平成28年度	平成29年度
耐震補強工事 改築工事	大規模改造工事 2カ年継続費	開館
・主催事業の実施	・主催事業の実施 ・募集活動	

水戸市少年自然の家運営委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	役 職	備 考
雨海 祐彦	飯富中学校校長	
増田 年男	笠原小学校校長	
寺内 雅美	鯉淵小学校校長	
川井 洋子	稻荷第一小学校校長	
佐川 真治	市子ども会育成連合会会長	
成願 強	市ボーイスカウト・ ガールスカウト連絡協議会副会長	
江戸 寿	市スポーツ少年団副本部長	
大津 俊英	山根自治会連合会会長	
高橋 寿子	学識経験者	
猪野 和恵	学識経験者	

任期 平成 27. 7. 5 ～平成 29. 7. 4

【参考資料】

- 水戸市少年自然の家条例
- 水戸市少年自然の家条例施行規則

○水戸市少年自然の家条例

平成4年9月22日

水戸市条例第52号

改正 平成10年3月24日条例第22号

平成17年3月28日条例第25号

水戸市少年自然の家条例（昭和50年水戸市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び第31条第2項の規定に基づき、少年自然の家の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 自然環境のなかで行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図るため、少年自然の家を次のとおり設置する。

名称 水戸市少年自然の家

位置 水戸市全隈町80番地の1

（職員）

第3条 水戸市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）に、事務職員その他必要な職員を置く。

（事業）

第4条 少年自然の家は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 少年の集団宿泊訓練、野外活動、自然観察等に関すること。
- (2) 少年団体の育成及び指導に関すること。
- (3) その他設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（使用できる者）

第5条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 幼児（3歳未満の者を除く。）及びその引率者
- (2) 小学校、中学校等の児童又は生徒及びその引率者
- (3) 少年団体及びその引率者
- (4) その他水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者（平10条例22・一部改正）

（使用の許可）

第6条 少年自然の家を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 教育委員会は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 少年自然の家の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 少年自然の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に少年自然の家を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用の取消し等）

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、第6条に規定する使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

（使用料）

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除等)

第11条 教育委員会が特に理由があると認めるときは、使用料を免除し、又は納付期日を別に指定することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) その他教育委員会が特に理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第13条 使用者は、少年自然の家の施設若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(少年自然の家運営委員会)

第14条 少年自然の家の運営を円滑に行うため、水戸市少年自然の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織等)

第15条 運営委員会は、教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成10年3月24日条例第22号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成17年3月28日条例第25号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第10条関係）

（平10条例22・全改，平17条例25・一部改正）

区分	宿泊（1人1泊）		日帰り（1人1日）	
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
幼児	150円	370円	70円	220円
小学生	300円	750円	150円	450円
中学生	300円	750円	150円	450円
幼児、小学生又は中学生の引率者	300円	750円	150円	450円
その他	750円	1,500円	450円	1,200円

○水戸市少年自然の家条例施行規則

平成4年10月1日

水戸市教委規則第33号

改正 平成10年4月14日教委規則第1号

平成14年3月1日教委規則第5号

平成15年3月26日教委規則第5号

平成19年3月28日教委規則第12号

平成20年3月26日教委規則第16号

平成21年3月26日教委規則第4号

水戸市少年自然の家条例施行規則(昭和50年水戸市教育委員会規則第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市少年自然の家条例(平成4年水戸市条例第52号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平21教委規則4)

(事務分掌)

第3条 水戸市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 少年自然の家の維持管理に関すること。
- (2) 少年自然の家の事業の企画運営に関すること。
- (3) 少年自然の家の予算経理及び庶務に関すること。
- (4) 水戸市少年自然の家運営委員会に関すること。

(平14教委規則5・平19教委規則12・平20教委規則16・平21教委規則4・一部改正)

(職員)

第4条 少年自然の家に、所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け、少年自然の家の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受け、分担の事務を行う。

(使用時間及び休日)

第5条 少年自然の家の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1日使用の場合 午前9時から午後5時15分まで
- (2) 宿泊使用の場合 午前9時から退所日の午後5時15分まで

2 少年自然の家の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(5月3日から5月5日までのいずれかの日が月曜日の場合にあっては、5月6日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(5月3日から5月5日までの日を除く。)。ただし、その日が月曜日の場合は、次の開所日に当たる日とする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 水戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

(平14教委規則5・平19教委規則12・一部改正)

(使用許可の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定により少年自然の家の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、少年自然の家使用許可申請書(様式第1号)を使用日の20日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、少年自然の家使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。
(使用内容の変更等)

第7条 少年自然の家の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用内容

の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の7日前までに少年自然の家使用変更（取消）申請書（様式第3号）に、使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、その適否を決定し、使用内容の変更により既納の使用料に不足を生じたときは、不足額を納付させ、少年自然の家変更（取消）許可書（様式第4号）を使用者に交付する。

（使用料の免除）

第8条 条例第11条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、少年自然の家使用料免除申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第2号及び第4号については教育委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 許可された以外の施設、付属施設等を使用しないこと。
- (2) 施設、付属施設等に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 凶器、爆発物、その他危険物を持ちこまないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 使用を終わったときは、その使用に係る施設設備を原状に復すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（平20教委規則16・一部改正）

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平19教委規則12・旧第11条繰上）

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則（平成10年4月14日教委規則第1号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成14年3月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日教委規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月26日教委規則第16号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月26日教委規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

少年自然の家使用許可申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所
 団体名
 代表者氏名

水戸市少年自然の家を使用したいので、計画書を添えて下記のとおり申請します。

記

使用目的								
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人	
	小・中学生	男		女		計		
	引率者	男		女		計		
	その他	男		女		計		
	合計	男		女		計		
使用時間	入所	年 月 日		午 時 分				
	退所	年 月 日		午 時 分				
責任者	住所							
	氏名				電話			
備考								

※ 受 付	年 月 日 (番 号)	許 可 番 号	使 用 料
	(第 号)	第 号	円

注 ※印欄は記入しないこと。

少年自然の家使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市教育委員会 印

水戸市少年自然の家の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的							
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人
	小・中学生	男		女		計	
	引率者	男		女		計	
	その他	男		女		計	
	合計	男		女		計	
使用時間		入所 年 月 日 午 時 分					
		退所 年 月 日 午 時 分					
責任者		住所					
		氏名			電話		
備考							

- 注1 水戸市少年自然の家条例，同条例施行規則及び職員の指示事項を守ること。
 2 使用内容の変更又は使用の取消しをするときは，使用日前7日までに変更（取消）申請書に許可書を添えて教育委員会に提出すること。
 3 この許可書は，入所の日に所長に提示すること。

少年自然の家使用変更 (取消) 申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所
団体名
代表者氏名

水戸市少年自然の家の使用変更 (取消) をしたいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的					
許可番号		第 号			
許可内容	使用者	幼児	男 人	女 人	計 人
		小・中学生	男	女	計
		引率者	男	女	計
		その他	男	女	計
		合計	男	女	計
	使用時間	入所 年 月 日 午 時 分		退所 年 月 日 午 時 分	
責任者	住所				
	氏名		電話		
変更内容	使用者	幼児	男 人	女 人	計 人
		小・中学生	男	女	計
		引率者	男	女	計
		その他	男	女	計
		合計	男	女	計
	使用時間				
備考					

※ 受 付	年 月 日	許可番号	使用料
	(番 号)	第 号	円
	(第 号)		

注 ※印欄は記入しないこと。

少年自然の家使用変更（取消）許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市教育委員会 印

水戸市少年自然の家の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的							
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人
	小・中学生	男		女		計	
	引率者	男		女		計	
	その他	男		女		計	
	合計	男		女		計	
使用時間		入所 年 月 日 午 時 分					
		退所 年 月 日 午 時 分					
責任者		住所					
		氏名				電話	
備考							

注 この許可書は、入所の日に所長に提示すること。

少年自然の家使用料免除申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所
 団体名
 代表者氏名

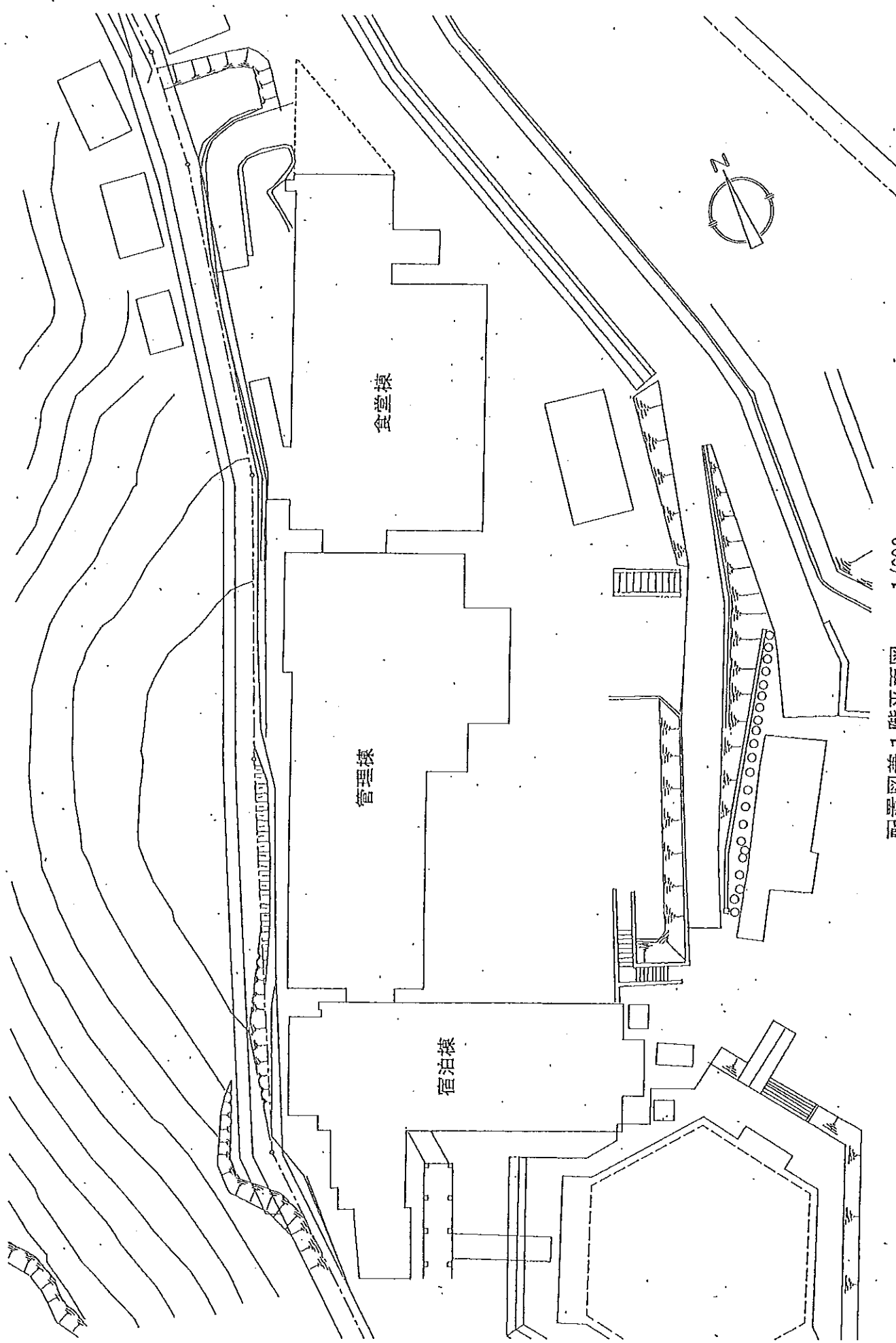
年 月 日付の使用許可に係る使用料免除について、下記のとおり申請します。

記

使用目的								
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人	
	小・中学生	男		女		計		
	引率者	男		女		計		
	その他	男		女		計		
	合計	男		女		計		
使用時間		入所	年	月	日	午	時	分
		退所	年	月	日	午	時	分
免除を受けようとする理由								
備考								

※受付	年 月 日	許可番号	使用料
	(番号)		
上記のとおり免除する。			
様		年 月 日	
		水戸市教育委員会 印	

注 ※印欄は記入しないこと。

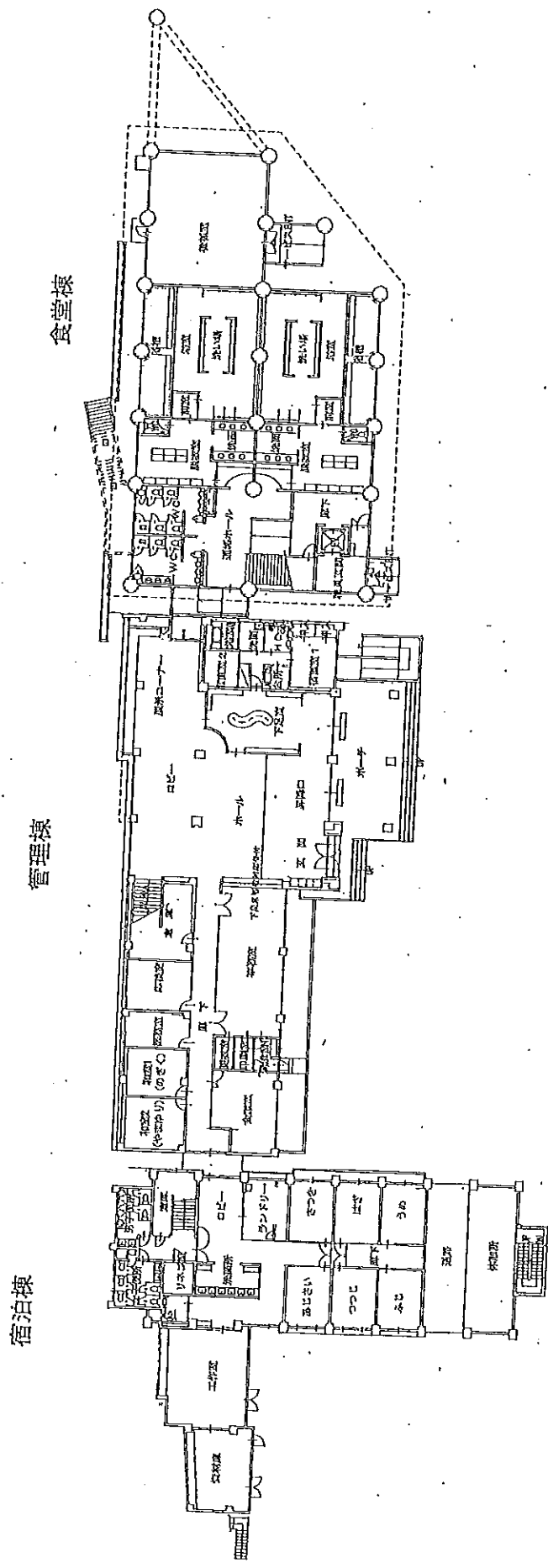


食堂棟

管理棟

宿泊棟

配置図兼1階平面図 1/600

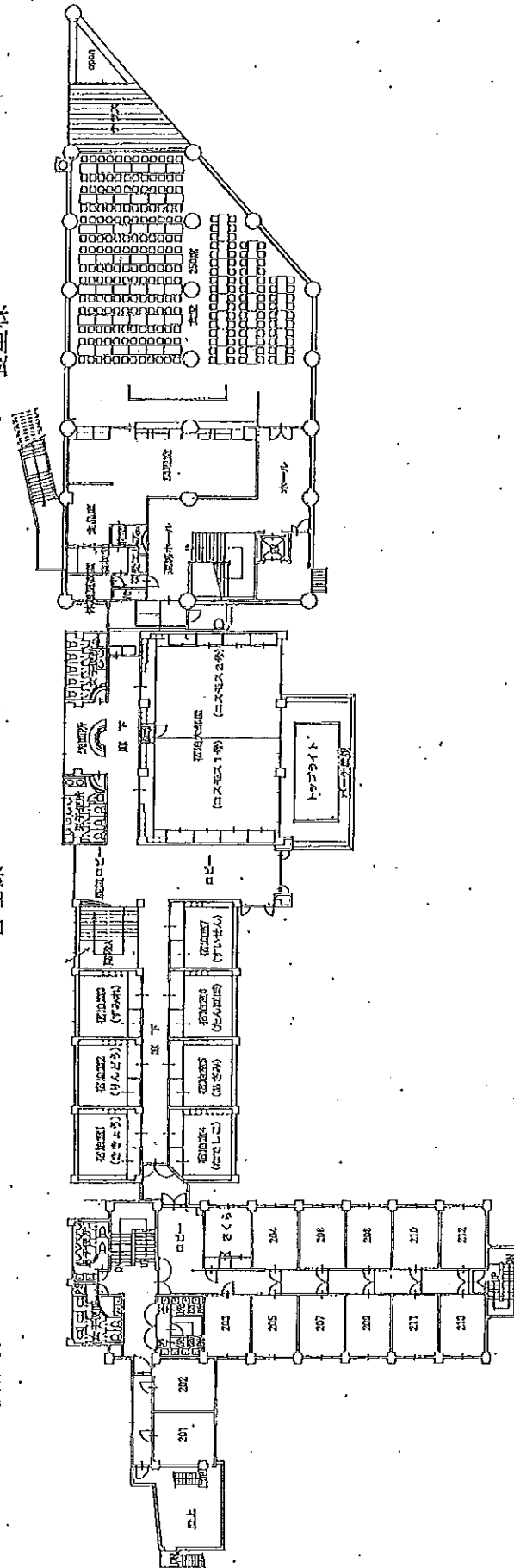


1階平面図 1/600

宿泊棟

管理棟

食堂棟

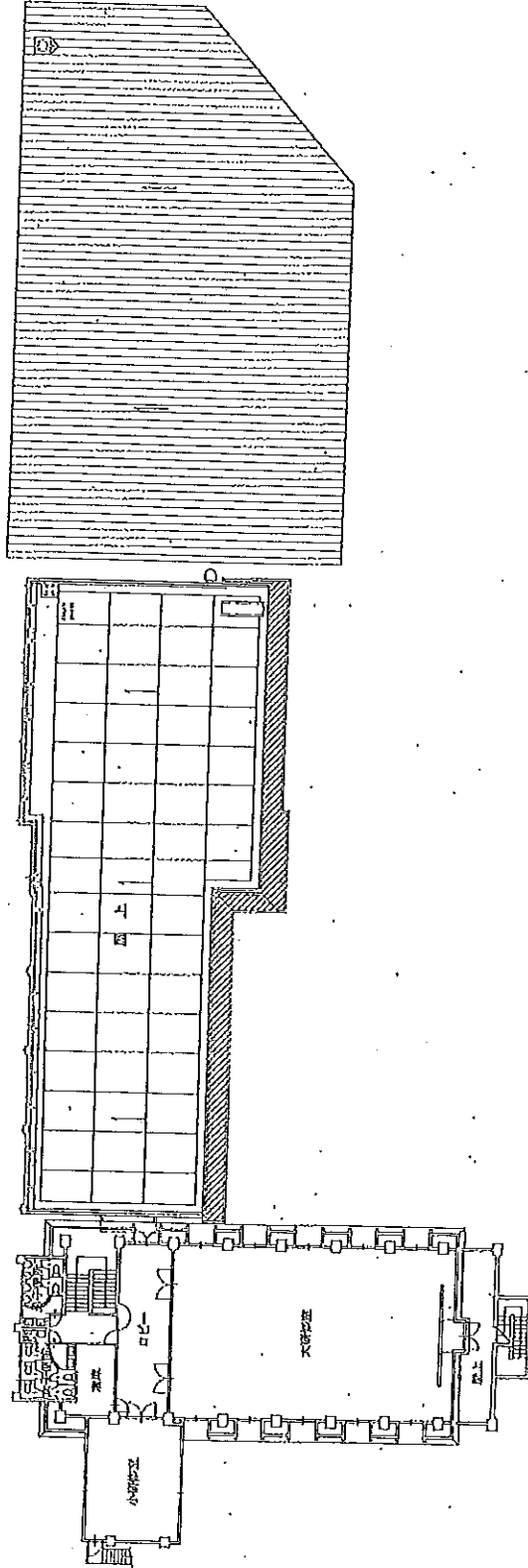


2階平面図 1/600

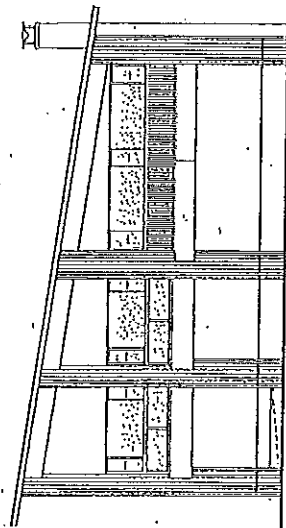
宿泊棟

管理棟

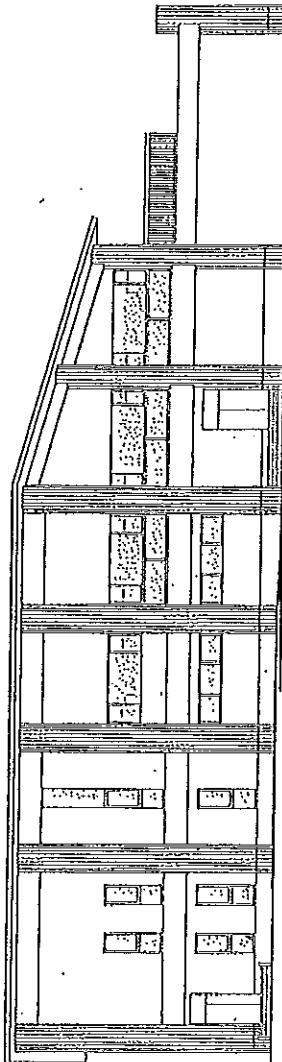
食堂棟



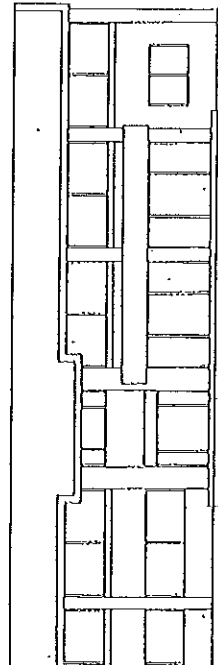
3階平面図 1/600

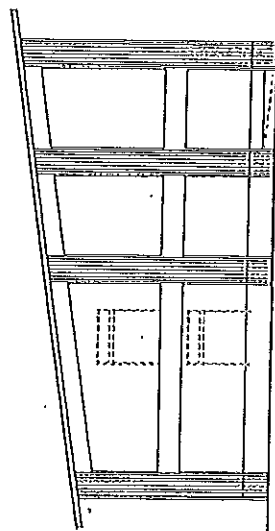


北側立面図(食堂棟) 1/400

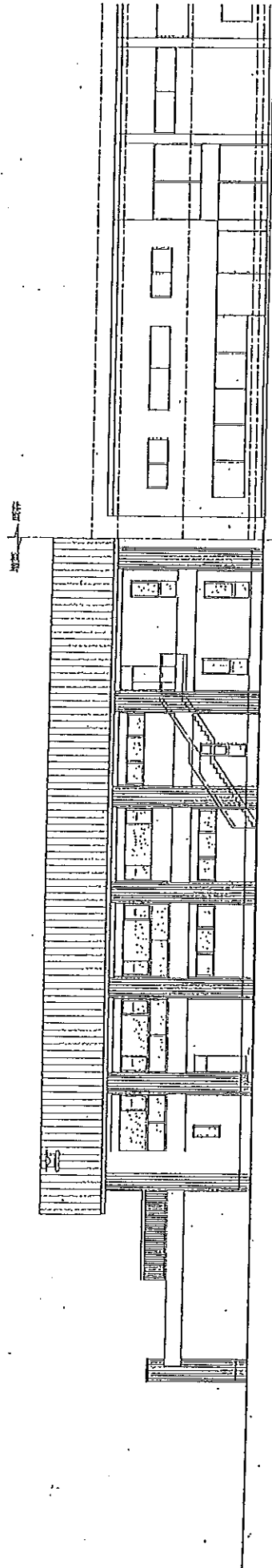


東側立面図(食堂棟) 1/400

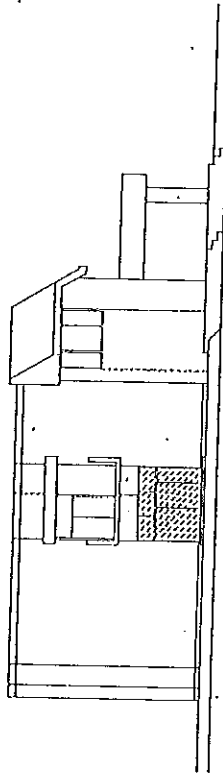




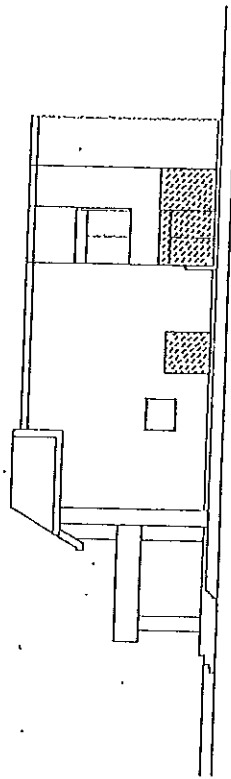
南側立面図(食堂棟) 1/400



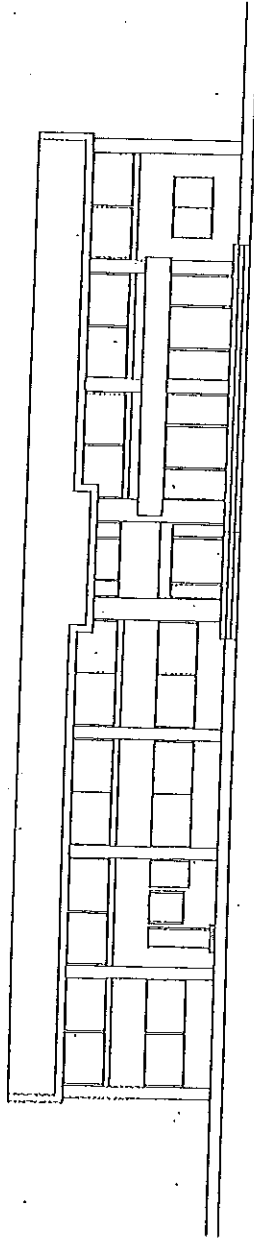
西側立面図(食堂棟) 1/400



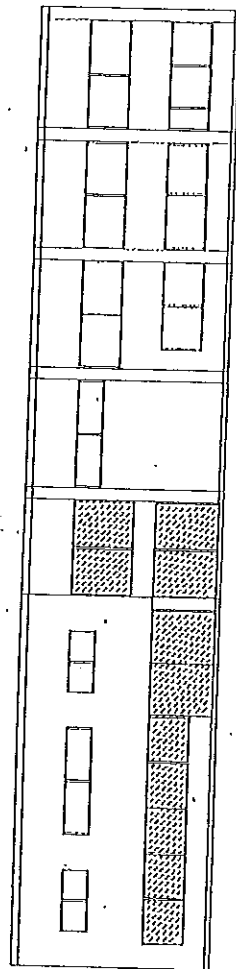
北側立面图(管理棟) 1/400




南側立面图(管理棟) 1/400

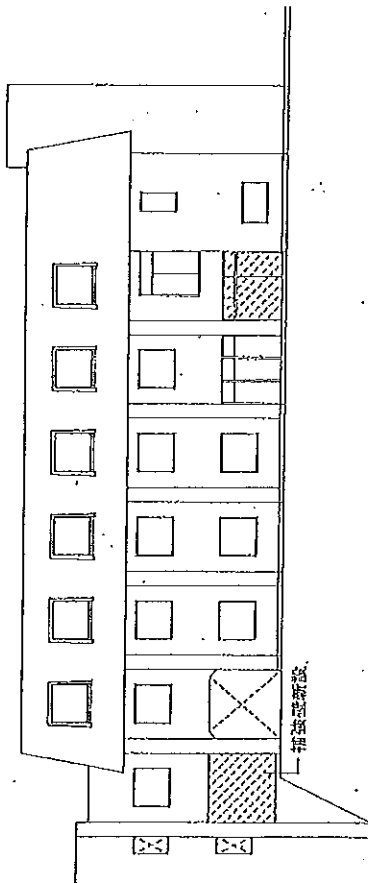


東側立面图(管理棟) 1/400

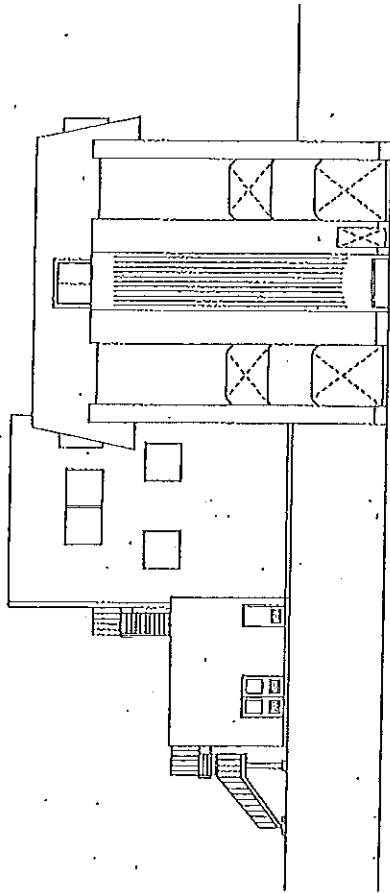


西側立面图(管理棟) 1/400

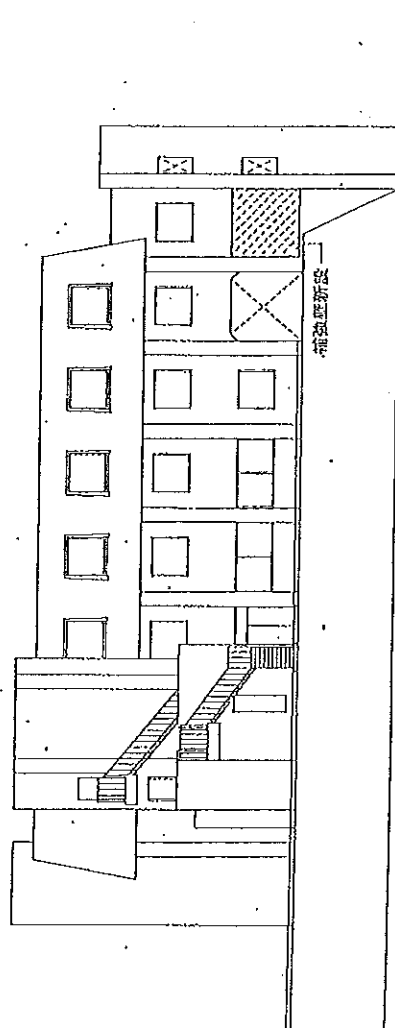
凡例
 砌筑部分示以



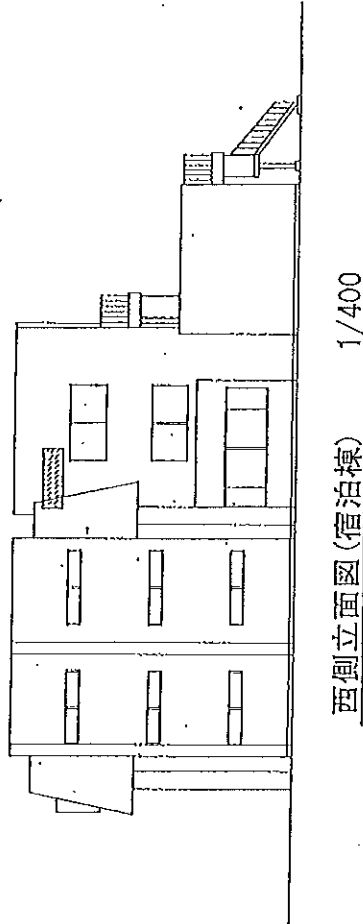
北側立面圖(宿泊棟) 1/400




東側立面圖(宿泊棟) 1/400



南側立面圖(宿泊棟) 1/400



西側立面圖(宿泊棟) 1/400

凡例
 新設部分示